

## 【(介護予防)訪問入浴介護における主な指摘事項】

指摘事項	内容	件数
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内に手指消毒薬が設置されていない。</li> <li>・事業所所有の爪切りを複数の利用者間で共用している等、衛生的な管理がされていない。等</li> </ul>	4
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程における利用料に関する負担割合が1割の内容のみが記載され、2割負担に関する内容が記載されていない。</li> </ul>	1
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の保存期間は5年間とされているが、運営規程等で2年間としているものが散見された。</li> </ul>	1
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表で、常勤・非常勤の別や職務内容について明確にされていない。</li> </ul>	1
苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書等に対する措置の概要や苦情申立窓口の記載をする等、利用者等の苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置が講じられていなかった。</li> </ul>	1
掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要・勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていない。</li> </ul>	1

上記項目を含め、8の項目について指摘があった。